

指定介護予防支援について

1-1	Q	指定介護予防支援の請求は国保連へ伝送請求ですか。
	A	そのとおりです。
1-2	Q	重要事項説明、契約のタイミングはいつですか。
	A	契約してから支援するのが基本ですので、支援を開始する前に重要事項説明と契約を取り交わしてください。
1-3	Q	予防サービス計画の算定がなく、予防ケアマネジメントとなった場合は委託扱いとなり包括からの請求となるのですか。
	A	そのとおりです。包括からしか請求できません。
1-4	Q	利用者は指定介護予防支援事業所と地域包括支援センター両方と契約する必要があるということですか。
	A	そのとおりです。
1-5	Q	例えば4月5月と46で請求していたが、6月を本人都合でAF請求となった。7月はプラン内容に変更なく利用予定であるが、6月分のプラン変更をする必要があるか。
	A	ない。ただし、現行プランの確認をするために包括支援センターにプランの写しを提出する必要がある。
1-6	Q	4月に指定を受け、契約が結べた利用者から順次進めていくという対応は可能ですか。
	A	可能です。
1-7	Q	指定を受けた場合、居宅届には1介護予防サービス計画作成依頼届出書に○をすればいいですか。
	A	そのとおりです。総合事業もある場合は別途2介護予防ケアマネジメント依頼届出書も必要です。
1-8	Q	3月利用分までは46の請求があり、プランを立案している。認定有効期間がありプランを作り直す時期ではないが、R6.4から指定を受けたのでプランを終了する必要があるのですか。
	A	ありません。

入院時情報連携加算について

2-1	Q	年末年始等長期間休みになる場合はどうすればいいですか。
	A	長期休暇であっても、介護保険最新情報Vol.1225の間119に示す例と同様の考え方です。 (長期休暇は考慮されません。)
2-2	Q	Iの場合、営業時間外に入院、次の日が営業日以外でも情報提供とありますが、電話連絡し、FAX等は次の営業日でも可能ですか。
	A	電話連絡で、必要な情報の提供が可能であれば構いません。なお、「必要な情報」とは、具体的には、当該利用者の入院日、心身の状況（例えば疾患・病歴、認知症の有無や徘徊等の行動の有無など）、生活環境（例えば、家族構成、生活歴、介護者の介護方法や家族介護者の状況など）及びサービスの利用状況をいいます。
2-3	Q	病院が休診日の場合はどうすればいいですか。
	A	病院の休診日についても考慮されません。
2-4	Q	IIの場合、金曜日夜に入院、土日月（祝）営業日以外となると算定できないのですか。
	A	そのとおりです。

その他

3-1	Q	管理者について介護保険最新情報Vol.1225問122で、やむを得ない理由とはどんな場合ですか。
	A	以下のいずれかの場合です。 ・本人の死亡、長期療養などの健康上の問題の発生、急な退職や転居等不測の事態により、主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまった場合であって、主任介護支援専門員を管理者とできなくなった理由と、今後の管理者確保のための計画書を保険者に届出した場合。 ・特別地域介護予防支援加算又は中山間地域等における小規模事業所加算を取得できる場合。
3-2	Q	特定事業所加算の算定要件に検討会・研修等に参加していることとあるが、事業所のCM全員が参加しなければいけませんか。
	A	代表者のみの参加でもかまいませんが、参加した事例検討会・研修等の内容について事業所内の他のケアマネにも共有するようにしてください。
3-3	Q	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメントについて、算定要件が同一建物に20人以上とあるが、要介護者のみ該当ですか。要支援者も含まれますか。
	A	要介護の利用者のみが対象です。

※厚生労働省からの通知によって、変更の可能性があります。